

中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱の改正のお知らせ

本区では、銀座地区の交通環境の改善を目的として平成15年に東京都駐車場条例（以下「都条例」という。）第17条第1項第1号の規定に基づく駐車施設の地域ルールを策定し運用しています。策定から15年以上が経過し、公共交通機関の利便性の向上等により車の需要に変化が生じており、令和元年度から銀座地区交通環境改善協議会（以下「協議会」という。）において検討を進めてきました。

この度、協議会で取りまとめた内容をもとに「中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱」（以下「要綱」という。）を改正しましたので、建築主をはじめとして関係者の皆様のご理解を賜りますようお願い致します。

なお、要綱の改正に伴い「中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱における身体障害者対応の駐車施設及び荷さばき用の駐車施設に関する取扱い基準」は廃止します。

(※) 「中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱」は、中央区ホームページ（ページID：5140）に掲載しています。概要及び手続きの流れは、当該ページに掲載されているパンフレットをご覧ください。

《中央区トップページ > まちづくり・環境 > 都市計画・まちづくり > 中央区のまちづくり > 駐車場地域ルール > 銀座地区駐車場地域ルール > 現行地域ルール（令和5年10月10日以降） > 概要》



(1) 対象地区

銀座一丁目から銀座八丁目まで

(2) 対象駐車施設

都条例に基づく附置義務駐車施設（既存建築物の駐車施設を含む）

(3) 対象建築物の区分

参加建築物：敷地面積500㎡未満かつ延床面積6,000㎡以下

集約建築物：敷地面積500㎡以上または延床面積6,000㎡超

(4) 改正の主な内容

裏面のとおり

(5) 施行日

令和5年10月10日

問合せ先
中央区都市整備部都市計画課都市計画係
電話 03-3546-5468

地域ルール改正の主な内容

①既存建築物への適用

既存建築物の駐車施設についても地域ルールを適用します。

②乗用車の附置義務駐車施設台数の引き下げ

乗用車の駐車施設については、地区内における適正な駐車施設供給量を維持するため、駐車実態に応じた銀座地区独自の附置義務台数基準を参加建築物、集約建築物それぞれ設定します（都条例で定める附置義務の基準より低減されます。）。なお、低減する場合は、隔地する場合と同様に協力金の負担を求めます。

③駐車施設の規模等に関する規定の見直し

駐車施設の構造や整備に関する規定を見直します。

④荷さばき・障害者のための駐車施設の隔地条件を追加

利用者にとって円滑な搬送・移動可能なルートが確保できる等の条件を満たす場合、荷さばき・障害者のための駐車施設の隔地を可能とします。

⑤隔地・集約に係る特例の拡充

賑わいの連続性を確保するための取組を行う路線を特定路線（※）に指定することで、対象建築物の区分、隔地条件を緩和するなど特例を拡充します。

（※）現在、特定路線に指定された路線はありません。荷さばき環境の整備に係る検討や取組を関係者が合意するなど実施可能な体制が整った場合に特定路線として指定することになります。

⑥運用体制の見直し

地域ルールの改正により地域に根差した運用・管理が必要になるため、地元主体の運用組織を新たに位置付け、運用体制を見直します。

※協力金を原資とした補助制度の拡充について

令和6年度から補助制度の拡充を予定しています。

※特定路線指定基準について

令和6年度内の策定を予定しています。

※「中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱」は、中央区ホームページに掲載しています。（トップページ右上、ページID検索欄に「5140」を入れて検索してください。）